

# 東京都板橋区農業委員会

## 第24期第26回定例総会議事録

令和4年8月29日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室 (赤塚庁舎3階)

# 第 24 期第 26 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 4 年 8 月 2 9 日（月）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室  
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 1 1 名 下記のとおり

## 記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	福島 聡司	5	本橋 政春	9	木村 博之
2	染宮 利章	6	安井 一郎	10	田中 いさお
3	山口 賢治	7	春日 實	11	久保 秀一
4	會田 幸夫	8	田中 はつ江	12	

## 議 事

### 1 協議事項

- (1) 板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業補助金交付申請について (資料1)
- (2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について (資料2)

### 2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料3)  
合計8件 (内訳：4条関係6件、5条関係2件)
- (2) 国有農地見回り調査の結果について (資料4)

### 3 次回日程

日 時 令和4年9月29日(木) 午後2時00分 開会  
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	福島 聡司	委員
	染宮 利章	委員
出席係員	藤原 仙昌	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	梅宮 崇	書記

事務局 長	<p>只今より、第24期第26回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、福島聡司委員、染宮利章委員を指名させていただきます。欠席の届出が榎本委員から出ております。</p> <p>それでは、協議事項（1）板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業補助金交付申請について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>1ページ、資料1をご覧ください。板橋区に申請が出されました本補助金については、区での審査に当たり、農業委員会に諮問し答申を受けることとなっておりますので、本日協議事項とさせていただいたものです。記書きの下、申請者の氏名及び住所は記載のとおりでございます。対象事業は「農業省力化事業」で事業内容は「農機具の購入」となっております。施行場所は記載のとおりで、申請者の区内所有農地面積は、28.30アールとなっております。事業経費は98万円、申請金額は13万1千円です。1枚おめくりいただいて右側3ページは事業計画となっております。本年9月に購入する計画となっております。さらに1枚おめくりいただいて右側5ページが見積書、さらに1枚おめくりいただいて6ページから13ページが農機具の詳細がわかるカタログとなっております。14ページで補助要件等が表となっておりますが、事務局といたしましては補助要件に合致しているものと判断しており、問題がないようでしたら、15ページにあります補助金交付についての答申を、板橋区長あてに出したいと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、補助金交付の答申をお願いいたします。</p> <p>続きまして、協議事項（2）生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について、こちらは安井一郎委員に関わる案件ですので、農業委員会法第31条の規定により、安井一郎委員はご自身が関係する議事に参与することができません。それでは事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>それでは16ページ、資料2をご覧ください。</p> <p>生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願が農業委員会会長あてに1件出ております。項番1申請年月日、項番2申請者、項番3対象者は記載のとおりです。項番4、対象となる生産緑地ですが、番号は59、土地の所在は徳丸五丁目29番9、29番8、地目は29番9が畑、2</p>

	<p>9番8が山林、面積は合計で423平方メートルです。概ねの位置ですが下の案内図で生産緑地番号59とお示ししているところで、紅梅小学校の西側になります。なお、現地確認を8月10日、本橋政春委員にさせていただいております。この内容で問題がないようでしたら、17ページの下にあります証明書を交付したいと考えております。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>こちらは、生産緑地番号59番の農地です。 画面手前にしそが植えられておりました。その他は耕作を終え、整地されている様子を確認しております。 証明書の発行にあたり問題はないと考えております。</p>
会長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。 現地確認を行った本橋委員いかがですか。</p>
本橋委員	<p>じゃがいもが残っている部分だけ、草が生えていたが、じゃがいもを収穫した後に、整地されるようです。特に問題はないと思います。</p>
会長	<p>他にご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、証明書の発行をお願いします。 続きまして、報告事項（1）農地転用届出の専決処分報告について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>それでは19ページ、資料3をご覧ください。 農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。こちらにつきましても、令和4年7月11日から8月10日までに届出があったもので、6件でございます。</p>
	<p>専決番号1、土地の所在が西台二丁目1、723番2、1、724番1の2筆で、登記簿上の地目はどちらも畑、現況はどちらも不耕作地です。面積は合計438平方メートルで、転用の目的は個人住宅及び駐車場でございます。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置ですが、20ページの上、先決番号1の案内図で矢印が指し示しているところ、志村第五小学校の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明させていただきます。</p>
書記	<p>現況は個人住宅及び駐車場となっております、現況に対する届け出でございます。</p>
事務局長	<p>専決番号2、土地の所在が三園一丁目436番1、登記簿上の地目は</p>

<p>書記</p> <p>事務局 長</p>	<p>畑、現況は不耕作地です。面積は486平方メートルで、転用の目的は個人住宅及び駐車場です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概の位置ですが、20ページの下、先決番号2の案内図で矢印が指し示しているところ、成増厚生病院の東側です。現地の詳細については書記から画面でご説明させていただきます。</p> <p>現況は駐車場及び個人住宅となっており、現況に対する届け出でございます。</p>
<p>書記</p> <p>事務局 長</p>	<p>先決番号3、土地の所在が高島平七丁目25番7、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は573平方メートルで、転用の目的は共同住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概の位置ですが、21ページの上、先決番号3の案内図で矢印が指し示しているところ、徳丸ヶ原公園の西側です。現地の詳細については書記から画面でご説明させていただきます。</p> <p>現況は共同住宅となっており、現況に対する届け出でございます。</p>
<p>書記</p> <p>事務局 長</p>	<p>先決番号4、土地の所在が高島平五丁目50番12、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は622平方メートルで、転用の目的は共同住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概の位置ですが、21ページ下、先決番号4の案内図で矢印が指し示しているところ、西高島平駅の南側です。現地の詳細については書記から画面でご説明させていただきます。</p> <p>現況は共同住宅建設中となっており、木造2階建て1棟の共同住宅になる予定となっております。</p>
<p>書記</p> <p>事務局 長</p>	<p>専決番号5、土地の所在が西台一丁目1, 270番7、1, 270番9の2筆で、登記簿上の地目はどちらも畑、現況はどちらも不耕作地です。面積は合計46平方メートルで、転用の目的は個人住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置ですが、22ページ上、先決番号5の案内図で矢印が指し示しているところ、都立志村学園の南側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明させていただきます。</p>
<p>書記</p> <p>事務局 長</p>	<p>現況は個人住宅建設中となっており、木造2階建て1棟の個人住宅になる予定でございます。</p> <p>先決番号6、土地の所在が高島平五丁目16番3、登記簿上の地目は</p>

<p>書記</p>	<p>畑、現況は不耕作地です。面積は516平方メートルで、転用の目的は共同住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概の位置ですが、22ページ下、先決番号6の案内図で矢印が指し示しているところ、西高島平駅の南側です。現地の詳細については書記から画面でご説明させていただきます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>現況は駐車場となっており、木造2階建て1棟の共同住宅となる予定でございます。</p> <p>次に23ページをご覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。こちらも、令和4年7月11日から8月10日までに届出のあったもので、2件でございます。</p> <p>先決番号1、土地の所在が赤塚四丁目1, 237番3、1, 238番3の2筆で、登記簿上の地目はどちらも畑、現況はどちらも不耕作地です。面積は合計1,543平方メートルで転用の目的は分譲住宅でございます。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置はこのページの下、先決番号1の案内図で矢印が指し示しているところ、郷土資料館の西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は不耕作地となっており、隣地とともに使用して木造2階建て23棟の分譲住宅になる予定となっております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>先決番号2、土地の所在が徳丸五丁目18番3で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は144平方メートルで転用の目的は個人住宅でございます。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、24ページ、先決番号2の案内図で矢印が指し示しているところ、区立水車公園の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は不耕作地となっており、個人住宅になる予定となっております。</p>
<p>会長</p>	<p>4条関係6件、5条関係2件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続いて報告事項(2) 国有農地見回り調査の結果について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局長	<p>こちらは書記からご説明させていただきます。</p>
書記	<p>25ページ、資料4をご覧ください。国有農地見回り調査の結果についてご報告いたします。見回り実施日は令和4年8月9日(火)、見回り実施者は事務局職員2名で確認いたしました。国有農地所在地及び公簿面積は記載のとおりです。今回の状況についてご報告させていただきます。</p> <p>25ページの(1)未貸付地と農耕貸付地は10件です。調査結果は、今回確認いたしましたところ、前回調査からの改善・変更はございませんでした。続いて、26ページの(2)転用貸付地21件です。こちらも前回の調査から状況の変化はございませんでした。</p> <p>それでは、現況について画面でご説明いたします。</p>
会長	<p>〔書記から国有農地の現況説明〕</p> <p>現況のご説明は以上でございます。総会終了後、調査結果については、状況の変化・変更は無い旨と合わせて雑草が繁茂していたり、不法投棄されていたりする等の状況を、東京都知事あてに報告いたします。国有農地の調査結果のご報告は以上です。</p>
安井委員	<p>この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>農耕貸付地以外は、何年も前から未貸付地とされていて、不法占拠されているところ同様で、毎年調査を実施して、その調査結果を報告しているが、何も変わらないことに疑問を感じている。</p> <p>崖地で例をあげると、誤って子供が金網フェンスの中に入って怪我でもした場合、責任の所在はどこにあるのか。また、何か改善策は考えているのか、伺いたい。</p>
事務局長	<p>未貸付地は基本的に2パターンあり、管理が行き届いていない未貸付地と、不法に占用されてしまっている未貸付地があります。</p> <p>不法に占用されている場所に関しては、東京都に対し、働きかけを行っていますが、東京都全体でも膨大な数があり、対応できていないのが現状です。</p> <p>また、崖地においては、擁壁の整備もされているようなので、著しく危険な場所だとは考えておりません。</p> <p>しかし、国が所管している未貸付地に関しては、現況をしっかりと把握し、適切な管理を徹底していくよう、引き続き東京都に働きかけていきます。</p>

会

長

他にご意見等ございますか。  
ないようですので、これをもちまして第26回定例総会を閉会いたします。

(終了時間 午後2時35分)

次回の日程を下記のとおり決定し散会

- ・運営委員会 9月21日(水) 午後2時00分
- ・定例総会 9月29日(木) 午後2時00分